1月11日までの協力金申請が始まりました!

愛知県が、感 染防止対策協力 金(12月18 日~1月11日 実施分)の申請 を受け付けてい ます。酒類の提



供、午後9時以降の営業、感染防止ガイドラ イン遵守と安全・安心宣言など、前提条件を 満たしたうえで営業時間の短縮を実施した業

者は、1日につき4万円(最大25日で100万円) の休業協力金を受け取れます。

申請に必要なものは右の表のとおりです。申請書・ 誓約書は印刷したものが尾北民商事務所に用意して あります。わからないことは民商にご相談ください。

申込期限は2月19日(金)まで、当日消印有効 です。この協力金は郵送申請のみで、電子申請はで きません。書類を用意したら郵便局から簡易書留で

- · 様式第 1-2 号 申請書
- · 様式第 2-2 号 誓約書(自署)
- ・確定申告書のコピー
- ・営業許可書(証)※
- ・営業時間短縮(休業)の状況が分かる書類※ 短縮・休業お知らせの貼り出しの写真など ※複数店舗経営者は申請する店すべての分
- 運転免許証または健康保険証などのコピー
- ・振込先口座資料 通帳のコピー

□ 発送しましょう。

適切な申請書受理後、概ね1ヶ月 程度で指定口座に振り込まれるとの ことです。

今回申請できるのは、12月18 日から1月11日までの営業短縮・休業実施分まで です。1月12日からの分の申請は、2月7日終了 後に可能になる予定です。

2021年 1月18日号 TEL 0587-54-0524 FAX 0587-54-1390

コロナ禍での固定資産税減免は2月1日までに申請を!

新型コロナウイルス感染症の影響によ る事業用資産の固定資産税・都市計画税 の減免の申請締切が迫っています。

この制度は、2020年2月~10月 までの任意の「連続する3ヶ月間」に、 前年の同期に比べて減少率が30%以上な ら、事業用固定資産税・都市計画税を減 免するというものです。

事業用の建物・機械の保有などで固定 資産税を払っていて、昨年の売上が大き く落ちた個人・法人は申請を

検討しましょう。なお土地は制度の対象 外です。

ただし、この制度の適用を受けるには、 認定経営革新等支援機関等(主に付き合 いのある銀行など)から、売上減少の確 認印をもらった上で、2月1日(月)ま でに最寄りの自治体に申請しなくてはな りません。

条件を満たしていたとしても、手続き

1/22のトッピイに注目! 今年も民商なんでも相談会!

尾北民商は右の表のとお り、今年もなんでも相談会 を行います。

また1月22日(金)発行 の中日新聞朝刊の折込紙トッ ピイに広告を掲載します。

あなたの周りの悩みを抱 えた業者に民商を紹介し、 来場をお勧めください。

1月24日(日)江南市民文化会館 1階和室

1月30日(土)犬山市南部公民館 第1会議室

2月 1日(月) 岩倉市ふれあいセンター 3階研修室

2月 2日 (火) 扶桑町総合福祉センター 研修室

2月 3日(水)大口町健康文化センター ふれあい3

5回ともすべて、午後1時から3時の開催です。

【当面の日程】 日|曜 予定 1/18月 19 火 無料法律相談 20 21 22 トッピー発行 23 江南 24 なんでも相談会 26:1火 全県事務局員会議 27 木 29 犬山 30 なんでも相談会 31 📙 岩倉 2/1 月 なんでも相談会

※年末調整の源泉税納付は1月20日(水)までです!